

## 議案第 22 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和 32 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 4 各号中「この条の本文」を「この項本文」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 1 の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 50 を超えてはならないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積に関する制限について定めるため、この条例を制定するものである。